○国土交通省告示第二百六十三号

建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

国土交通大臣　大畠　章宏

建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示

建設コンサルタント登録規程の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4　前項の登録の更新の申請があった場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間満了の後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5　前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

第六条第一項柱書き中「第六号」を「第十号」に改め、同項第二号中「第十一条」を「第十三条」に、「第八号又は第十号」を「第八号、第十号又は第十一号」に改め、同項第三号中「一年以上の懲役又は禁錮の」を「禁錮以上の」に、「二年」を「五年」に改め、同項第六号中「第三号」を「第六号」に、「第十一条」を「第十三条」に改め、同号を第九号とし、同項第五号中「第三号」を「第六号」に、「第十一条」を「第十三条」に改め、同号を第八号とし、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

第六条第一項に次の一号を加える。

十　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第八条第三項中「第六号」を「第十号」に改める。

第十三条を第十七条とし、第十二条第一項中「登録簿」を「登録簿及び登録停止簿」に、「第七条第一項並びに」を「第七条第一項及び」に、「書類（別記様式第七号別表及び別記様式第九号に規定する書面を除く。）」に改め、同条を第十六条とし、第十一条第一項第一号及び第二号中「前条」を「第十条」に改め、同項第七号中「第六号」を「第十号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　第十一条第二号に該当し情状が特に重いとき。

第十一条第一項に次の一号を加え、同条を第十三条とする。

十一　前条第三項の規定に違反したとき。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十四条　国土交通大臣は、その登録を受けた者の事務所の所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた者の所在（法人である場合においてはその役員の所在をいい、個人である場合においてはその者又はその支配人の所在をいう。）を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録を受けた者から申出がないときは、当該登録を受けた者の登録を消除することができる。

（弁明の聴取）

第十五条　国土交通大臣は、第十二条第一項の規定による登録の停止又は第十三条第一項の規定による消除をしようとするときは、弁明の聴取を行うものとする。ただし、消除理由が、第十三条第一項第一号から第三号まで、同項第五号から第七号まで及び同項第九号の各号のいずれかに該当する場合であって、それらの事実が届出その他の客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の聴取を行わないものとする。

2　前項による弁明の聴取を行う場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定に準じて行うものとする。

第十条の次に次の二条を加える。

（勧告）

第十一条　国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な勧告をすることができる。

一　この規程に違反したとき。

二　その業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。

（登録の停止）

第十二条　国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができる。

一　前条各号のいずれかに該当するとき。

二　前条の規定による勧告に従わないとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を停止した場合には、登録停止簿に当該停止の事実及びその理由を明示するものとする。

3　第一項の規定により登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならないものとする。

4　第六条第二項の規定は、第一項の規定により登録の全部又は一部を停止した場合について準用する。

別表造園部門の項中「実務」を「三年以上実務」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第４条関係）　（用紙Ａ４）

建設コンサルタント登録申請書

建設コンサルタント登録規程第４条の規定により、建設コンサルタントの登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

平成　年　月　日
申請者　印

殿

申請の区分		新規の登録 ・ 登録の更新	
現に受けている登録番号及び登録年月日		建　— 平成　年　月　日	
商号又は名称（ふりがな）			
資本金額（出資総額を含む。）	千円		
役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役職名			
氏名（ふりがな）	役職名	他に行っている営業又は事業の種類	